

上 申 書

平成 25 (2013) 年 2 月 22 日

福島地方検察庁
検事正 塚 徹 殿

告訴・告発人代理人

弁護士 河合 弘之

弁護士 保田 行雄

弁護士 海渡 雄

告訴・告発人らは平成 24 年 6 月 11 日、11 月 15 日付告訴・告発状
及び平成 25 年 1 月 15 日付意見書を以下のように整理する。

各種警告時系列表

| | 株主総会 | 各種研究報告書 | 東京電力の対応 |
|--------------------|--|--------------------------|---------|
| 平成 7 (1995) 年 6 月 | 原発の新設・増設 を中止することを 提案 / 原子発電所 事故に備えて防災 体制の確立を図る 旨の提案 | | 反対 |
| 平成 14 (2002) 年 2 月 | | 原子力発電所の津 波評価技術 (2002) | |

| | 株主総会 | 各種研究報告書 | 東京電力の対応 |
|----------------------|------|--|---|
| | | <p>年) の公表 → 痕跡高記録が残さ れている津波を評 価対象として選定 して、設計津波水位 を算定していく手 法を採用 (最大波高は OP+5.7mにかさ上 げ)</p> | |
| 平成 14 (2002) 年 3月 | | | 津波評価技術に基 づく安全性評価を 実施。設計津波水位 を当初の OP+3.1m から OP+5.4m ~ +5.7mに変更。非常 用海水系ポンプを 6mにかさ上げ |
| 平成 14 (2002) 年 7月 | | 「三陸沖から房総 沖にかけての地震 活動の長期評価に ついて」(文部科学 省の地震活動の調 査研究推進本部の | 長期評価を無視し、 これに基づく対策 を取らなかった |

| | 株主総会 | 各種研究報告書 | 東京電力の対応 |
|-----------------------------------|------------------------|---|---------|
| | | <p>地震調査委員会)→</p> <p>三陸沖から房総沖</p> <p>の日本海溝沿いで</p> <p>マグニチュード 8</p> <p>クラスの地震が起</p> <p>き得るとの見解を</p> <p>公表</p> <p>この長期予測に従</p> <p>った評価をすれば</p> <p>10m を超える津波</p> <p>が察知できた（島</p> <p>崎）</p> | |
| 平成 15（2003）年 ～平成 17（2005） 年 | | <p>原子力土木委員会</p> <p>津波評価部会が地</p> <p>震調査委員会の津</p> <p>波地震モデルを考</p> <p>慮して、福島県茨城</p> <p>沖に断層モデルを</p> <p>配置して岩手県山</p> <p>田での確率論的津</p> <p>波高を評価</p> <p>（ただし公表は</p> <p>2007）</p> | |
| 平成 17（2005）年 6月 28 日 | 1978 年以前に設 計を行った全ての | | 反対 |

| | 株主総会 | 各種研究報告書 | 東京電力の対応 |
|--------------------|--|-------------------------------|---|
| | 原子炉を閉鎖／地元の同意なしに損傷が確認されている原子力発電設備は運転しない旨の提案 | | |
| 平成 18（2006）年 7月 | | | 長期評価を受けマイアミ報告書（東京電力原子力・立地本部の安全担当らの研究チーム）を作成（波高 13m 以上との試算）設計の想定超える津波が今後 50 年以内に来る確率が 10%、10m 超える確率 1%、18m 超える確率 0.1%。その試算の手法は前記「原子力土木委員会津波評価部会」と同様。 |
| 平成 18（2006）年 9月 | | 「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（新耐震指針） | 新耐震指針を受けてバックチェック開始 |

| | 株主総会 | 各種研究報告書 | 東京電力の対応 |
|---------------------------|---------------------|---|---------|
| | | <p>震指針) の公表</p> <p>→</p> <p>事業者に対し、津波についても、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」を十分考慮するよう要求</p> | |
| 平成 19 (2007) 年 6月 26 日 | 新耐震指針に従つた原発事業見直しの提案 | | 反対 |
| 平成 19 (2007) 年 7月 16 日 | | <p>中越沖地震の発生により、東電所有の柏崎刈羽原発において、①安全審査において想定されていた地震動を大幅に上回る地震動、②</p> | 軽視 |

| | 株主総会 | 各種研究報告書 | 東京電力の対応 |
|-------------------------|------|---|---|
| | | 複数設備の同時故障、③重要度分類の異なる設備が異なる程度の地盤沈下、④原子炉の冷温停止が困難になる事態等が生じた。 | |
| 平成 20 (2008) 年 2月 | | | 「有識者」に対して、長期評価の取り扱いについて意見を求める →波源として考慮すべきとの意見 |
| 平成 20 (2008) 年 5月~6月 | | | 上記意見を受けて、明治三陸地震等を基にした試算の実施 (0P+13.7m ~ 0P+15.7m) 延宝房総沖地震を基にした試算の実施 (0P+13.6 m) →いずれも握りつぶす 6月 10 日頃、武藤・吉田が以上につき |

| | 株主総会 | 各種研究報告書 | 東京電力の対応 |
|-----------------------|------|--|--|
| | | | 説明を受け、遅くとも8月までにこれを武黒に報告するも、特段の指示なし。 |
| 平成 20 (2008) 年 8月 | | 地震に係る確率論的安全評価手法の改良 = BWR の事故シーケンスの試解析 = (経済産業省の独立行政法人「原子力安全基盤機構」) の公表 →津波の影響で、海水ポンプが損傷した場合、炉心損傷に至る可能性があることを指摘 | 無視 |
| 平成 20 (2008) 年 12月 | | | 佐竹健治氏らによる貞観津波の波源モデルに関する論文案に基づく試算の実施 (OP+8.7 m ~ 9.2 m) →握りつぶす |
| 平成 21 (2009) 年 | | | バックチェックの |

| | 株主総会 | 各種研究報告書 | 東京電力の対応 |
|---------------------------|-----------------------------------|--|--|
| 2月 | | | 過程で設計津波水位を OP+5.4 m ~ 6.1 m に修正 |
| 平成 21 (2009) 年 6月 24 日 | | 岡村行信氏による 貞観地震による津 波についての指摘 (第 32 回 WG) | 無視 |
| 平成 21 (2009) 年 6月 | 福島第一原発 1 号 機から 3 号機まで を廃炉提案 | | 反対 |
| 平成 21 (2009) 年 7月 13 日 | | 設計用津波波高の 評価に貞観津波を 考慮するように示 唆を受ける (第 33 回合同 WG) | |
| 平成 21 (2009) 年 8月上旬 | | | 保安院からの、貞観 津波等を踏まえた 津波評価、対策の検 討状況についての 説明を要請 → (貞観津波ではな く) 2002 年の津波 評価技術に基づく 報告 (OP+5m~6m) |
| 平成 21 (2009) 年 | | | 上記につき説明要 |

| | 株主総会 | 各種研究報告書 | 東京電力の対応 |
|---------------------|------|---|--|
| 9月7日 | | | 請 →保安院に対して 貞觀津波に関する 佐竹論文に基づい た試算した波高報 告（OP+8.6m～ 8.9m） |
| 平成22（2010）年 12月 | | 平成21年度地震に 係る確率論的安全 評価手法の改良＝ BWRの事故シーケ ンスの試解析＝（經 済産業省の独立行 政法人「原子力安全 基盤機構」）の公表 →防波堤を超える 高さの津波が襲來 した場合、極めて高 い確率で炉心損傷 まで至ることを指 摘 | 無視 |
| 平成23（2011）年 3月3日 | | | 長期評価の事務局 である文部科学省 に対して、貞觀地震 の震源はまだ特定 |

| | 株主総会 | 各種研究報告書 | 東京電力の対応 |
|---------------------------|------|---------|---|
| | | | できないと読める ようにしてほしい、 貞觀地震が繰り返 し発生しているよ うに読めるので表 現を工夫してほし いと要請 |
| 平成 23 (2011) 年 3月 7 日 | | | 保安院に対して、明 治三陸沖地震およ び貞觀地震を基に した試算を報告 |
| 平成 23 (2011) 年 3月 11 日 | | | 結局、何らの有効な 対策も講じないま まに本件地震を迎 える。 |

以上